

令和6年度(2024年度)第2回
豊中市バリアフリー推進協議会 資料

令和6年度(2024年度)第2回豊中市バリアフリー推進協議会

日時: 令和7年(2025年)2月20日(木)10:00~12:00

場所: 生活情報センターくらしかん3階イベントホール(Web 会議併用)

次第

1. 会長あいさつ、委員紹介
2. バリアフリーマップ作成および生活関連経路整備計画について
3. 踏切道内誘導表示の設置について
4. 市有施設整備事業における当事者参画について
5. 生活関連施設・生活関連経路の見直しについて

≪ 資料一覧 ≫

【資料1】委員名簿

【資料2】バリアフリーマップ作成および生活関連経路整備計画について(基盤整備課)

【資料3】踏切道内誘導表示の設置について(基盤整備課・池田土木事務所)

【資料4】市有施設の整備事業における当事者参画について(基盤整備課)

【資料5】生活関連施設・生活関連経路の見直しについて(基盤整備課)

【参考1】前回協議会の意見と回答

豊中市バリアフリー推進協議会 名簿

資料1

令和6年(2024年)4月1日

No.	選出区分		所 属		役 職	氏 名
1	委員	学識経験者	近畿大学	-	名誉教授	みほし あきひろ 三星 昭宏
2			奈良女子大学	生活環境学部住環境学科	准教授	むろさき ちえ 室崎 千重
3		関係団体代表	豊中市身体障害者福祉会		-	てらもと みよこ 寺本 美代子
4			国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議		事務局	なかつ やすひろ 中田 泰博
5			特定非営利活動法人CIL豊中		-	うえだ てつお 上田 哲郎
6			豊中市老人介護者(家族)の会		副会長	ながた いくお 永田 育生
7			豊中市老人クラブ連合会		副会長	ふじい たもつ 藤井 保
8			国際交流の会とよなか		TIFA事務局・ 外国人相談窓口相談員	のじ りょうこ 野路 玲子
9			子育てサークル ふたごさんあつまれ		監査	あべ かなこ 安部 香奈子
10		市民	公募市民		-	うえかじ きみひろ 上鍛治 公博
11					-	やすの あきお 安野 明男
12		交通事業者	阪急電鉄株式会社	都市交通事業本部技術部	課長	やました とむひろ 山下 智宏
13			大阪モノレール株式会社	運輸部業務課	調査役	どやま ひろひさ 玉山 博久
14			北大阪急行電鉄株式会社	鉄道事業部施設課	課長	みずたに のぶお 水谷 信男
15			阪急バス株式会社	営業企画部業務課	課長	よしおか てつお 吉岡 徹郎
16			大阪タクシー協会の定める代表者	阪急タクシー株式会社 営業企画室	副室長	まえかわ やすお 前川 康男
17		関係行政機関	大阪府池田土木事務所	交通安全施設・無電柱化担当	主査	やまぐち とも 山口 とも
18			大阪府豊中警察署	交通課	課長	なかがき たかし 中垣 隆志
19			大阪府豊中南警察署	交通課	課長	よねまる あきひこ 米丸 昭彦
20		豊中市	都市基盤部	-	部長	の だ ひろし 野田 宏志
21	アドバイザー	学識経験者	東北福祉大学	総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科	教授	いしづか ゆうこ 石塚 裕子
22	オブザーバー	国	国土交通省近畿運輸局	交通政策部バリアフリー推進課	課長	のむら いくよ 野村 育代
23		大阪府	大阪府都市整備部	住宅建築局建築環境課	主査	ひでさか まさつな 秀坂 正綱
25		豊中市	財務部	施設課	次長	にしもと ひろあき 西本 裕昭
26			環境部	公園みどり推進課	次長	ふじいえ ひろし 藤家 寛
27			都市基盤部	交通政策課	次長	ふくやま たかし 福山 隆志
28				基盤整備課	課長	くぼ かつとし 久保 勝穂
29			福祉部	障害福祉課	課長	さかい ゆきひろ 酒井 幸洋
30				長寿社会政策課	次長	さかぐち まゆみ 坂口 真由美
31				長寿安心課	課長	もりもと りょう 森本 亮
32			こども未来部	こども政策課	課長	でぐち さおり 出口 沙織
33			教育委員会	学校教育課	課長	はなやま つかさ 花山 司
34			都市活力部	産業振興課	主幹	あらき たかのぶ 荒木 孝信
35			市民協働部	人権政策課	次長	つだ てつと 津田 徹人
36			都市経営部	危機管理課	次長	やすい しげたか 安井 茂高

1. バリアフリーマップの作成について

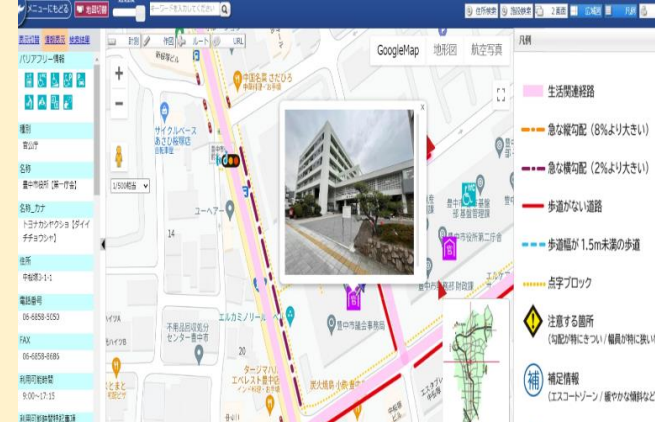
令和4年度(2022年度)に作成した岡町駅地区バリアフリーマップ(モデル地区)を基本として、令和5年度(2023年度)から令和6年度(2024年度)にかけて、残り8地区(緑地公園駅地区、豊中駅地区、蛍池・大阪空港駅地区、曽根・服部天神駅地区、千里中央駅地区、少路駅地区、柴原阪大前駅地区、庄内駅地区)のバリアフリーマップを作成します。

【バリアフリーマップの発信媒体】

■冊子版



■デジタル版(地図情報とよなか)



■視覚障害のある人向け道案内版



駅や最寄りバス停から公共施設までの点字ブロックが繋がっているルートについて、視覚障害のある人向けの道案内を市ホームページにて公開しています。

2. 生活関連経路バリアフリー整備計画の策定について

2.1 概要

令和4年(2022年)3月に策定した「豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)」に基づき、市道の生活関連経路等のバリアフリー化について定めた計画「生活関連経路バリアフリー整備計画」を策定します。

表 地区ごとの整備計画の策定スケジュール

R6	緑地公園駅、蛍池・大阪空港駅、豊中駅、岡町駅、曽根・服部天神駅
R7	千里中央駅、少路駅、柴原阪大前駅、庄内駅

2.2 整備計画の内容

本計画は、位置づけ、対象、方針、内容、スケジュールを具体化し、現地調査で特定された箇所をバリアフリー化します。歩行空間の拡幅、勾配と段差の解消、点字ブロックの設置などの整備を、バリアフリー基準に準拠して優先順位をつけ実施します。

【バリアフリーマップで確認できる情報】

■生活関連経路情報



■生活関連施設情報



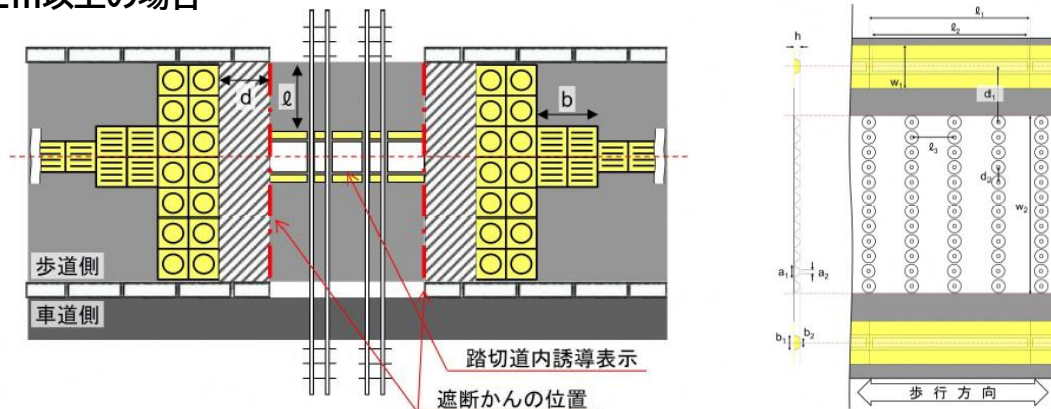
■バリアフリースイレ情報



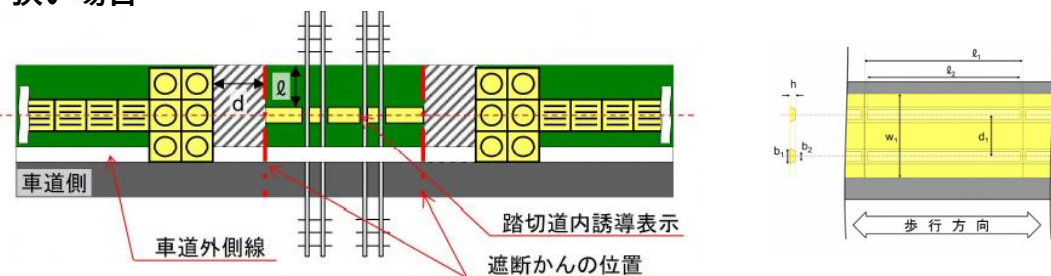
1. 踏切道内誘導表示の設置について(国ガイドライン改定)

令和6年(2024年)1月に「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が改定され、踏切道内誘導表示の基準が定められました。

○ 歩道 2m以上の場合



○ 歩道が狭い場合



2. 踏切道内誘導表示の設置位置について(バリアフリーチェックシステム)

【内容】

前回のチェックシステムでは、歩行空間のある服部踏切において、誘導表示の設置位置について踏切端部から 20～30cm の位置がいいと意見を伺った。今回、歩車分離のない踏切および車両通行止めの踏切について、服部踏切同様(踏切端部から 20～30cm)の位置がいいか、参考として穂積第5踏切、穂積第6踏切にて現地確認を行い、意見を伺った。また市内の他の踏切についても意見を伺った。

【事業者】大阪府 池田土木事務所、豊中市 基盤整備課

【実施日】令和6年(2024年)10月24日

【チェックパーソン】視覚障害のある人(全盲2名、弱視2名)



穂積第5踏切(歩車分離なし)



穂積第6踏切(車両通行止め)

【バリアフリーチェックシステムの様子】

【主な意見】

(全体について)

- 誘導表示について、車道に近くなるのは怖く、点字と踏切端部の段差の両方を確認して歩行するため、踏切端部から 20～30cm の位置に設置してほしい。
- 歩行空間が狭く誘導表示を片側にしか設置できない場合、踏切によって条件が異なるため、設置位置を宝塚側や大阪梅田側と統一してしまうのはよくないのでは。駅に近接している踏切については駅側に設置する方がいいと思う。
⇒服部踏切同様、踏切端部から 20～30cm の位置に設置する。片側にのみ設置する場合は、駅に近接している踏切については駅側に設置し、その他の踏切については踏切ごとの条件に応じて設置位置の検討をする。

(庄本踏切について)

- 歩行空間が確保できない踏切については、かえって危険になるため、無理に誘導表示を設置しなくて良い。
⇒歩行空間がありカラー舗装をしている大阪梅田側(東側)のみ設置する。

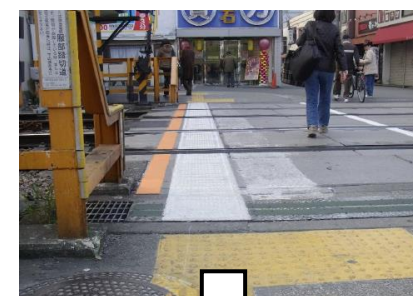
(穂積第5踏切について)

- 大阪梅田側(南側)の設置検討箇所について、西向きに渡った後は庄内方面に向かって進めるよう、点字ブロックを設置してほしい。東向きに渡った後は、まっすぐ進んで歩道のある北側に横断するので、歩道のない南側への誘導は不要。
⇒頂いた意見を踏まえ、整備手法の検討を進める。

(穂積第6踏切について)

- 踏切手前の転落防止対策としては、現状のロープではなく、白杖が当たると音で分かるような硬い構造物が良い。
⇒硬い構造物での転落防止対策を検討する。

【意見を踏まえた整備結果】



服部踏切(大阪梅田側)R6.12 整備



服部踏切(宝塚側)R6.12 整備



庄本踏切(大阪梅田側)R6.12 整備

3. 今後の整備方針

市内の踏切道において、ガイドラインの改定やバリアフリーチェックシステムの結果等をふまえ、踏切道内誘導表示の設置を進めていきます。

【チェックシステムの結果】

- 踏切端部から 20～30cm の位置に設置する。
- 歩行空間がある箇所から設置する。
歩行空間がない場合も、確保できる場合は設置を検討する。
- 片側に設置する場合、駅に近接している踏切については駅側に設置し、その他の踏切については踏切ごとの条件に応じて設置位置を検討する。

○府管理道路にある踏切道

大阪府管理道路にある踏切道については、令和6年度(2024年度)から令和7年度(2025年度)にかけて、残る穂積第五踏切に誘導表示を設置する予定です。

※豊中市内の対象踏切道

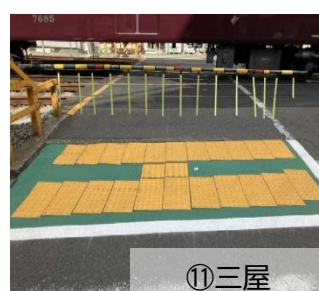
①服部踏切(整備済)②穂積第五踏切③庄本踏切(整備済)



○市管理道路にある踏切道

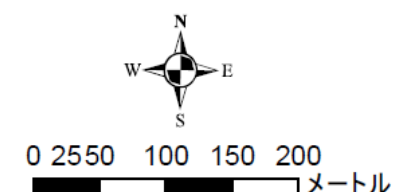
豊中市管理道路にある踏切道については、令和4年度(2022年度)に視覚障害のある人が踏切の位置を把握できるよう、遮断機の手前に点字ブロックを設置しました。

令和7年度(2025年度)より、車両通行止め又は歩行空間が確保できる踏切道8箇所(④～⑪)に踏切道内誘導表示の設置に向けて、鉄道管理者との協議を進めます。残りの踏切道についても、引き続き検討を進めます。



凡例

- 府道の踏切道
- 市道の踏切道



1. 市有施設のバリアフリー化検討会の設置について(案)

(目的)

市有施設の整備にあたり、あらかじめ誰もが利用しやすいようバリアフリー法令基準を補完するユニバーサルデザイン(UD)化を指向した整備を推進するため、事業に着手する前の計画段階等から多様な当事者意見を聴取するバリアフリー化検討会の実施に必要な事項を定めること。

(所掌事務)

○市が所有する道路、公園及び建築物の整備事業におけるバリアフリー化の意見聴取

(組織)

会長(基盤整備課長)及び目的に賛同する市内の当事者団体、個人及び市の関係部局のうち、会長が指名し依頼した者

(チェックを行う当事者)

チェックを行う当事者は、市内の障害のある人・乳幼児連れ保護者等を選任する。

(対象事業)

○道路及び公園

対象規模については検討中

○建築物

不特定多数の利用が多い施設(床面積2,000平方メートル以上)の新築・増築をする部分を対象(地域の子育て支援施設など小規模な建築物についても、当事者の利用実態に応じて検討。)

(意見の蓄積)

検討会で出された意見は、意見の整理・蓄積を行い、対象規模に関わらず、今後の市有施設全般に活用できるようにする。

(時期)

事業の基本構想又は基本計画及び基本設計等のそれぞれの時期に実施(内容の変更が可能な時期までに実施することを原則とする。)

(検討会の実施)

庶務担当部局が検討会の実施に必要な連絡調整等を事業実施部局及び当事者で行う。
(図1 検討会の進め方(イメージ図)参照)

(意見の共有)

検討会の実施結果は、参画された当事者へ共有する。

(庶務)

- 基盤整備課
- 施設課
- 公園みどり推進課
- 障害福祉課
- こども政策課

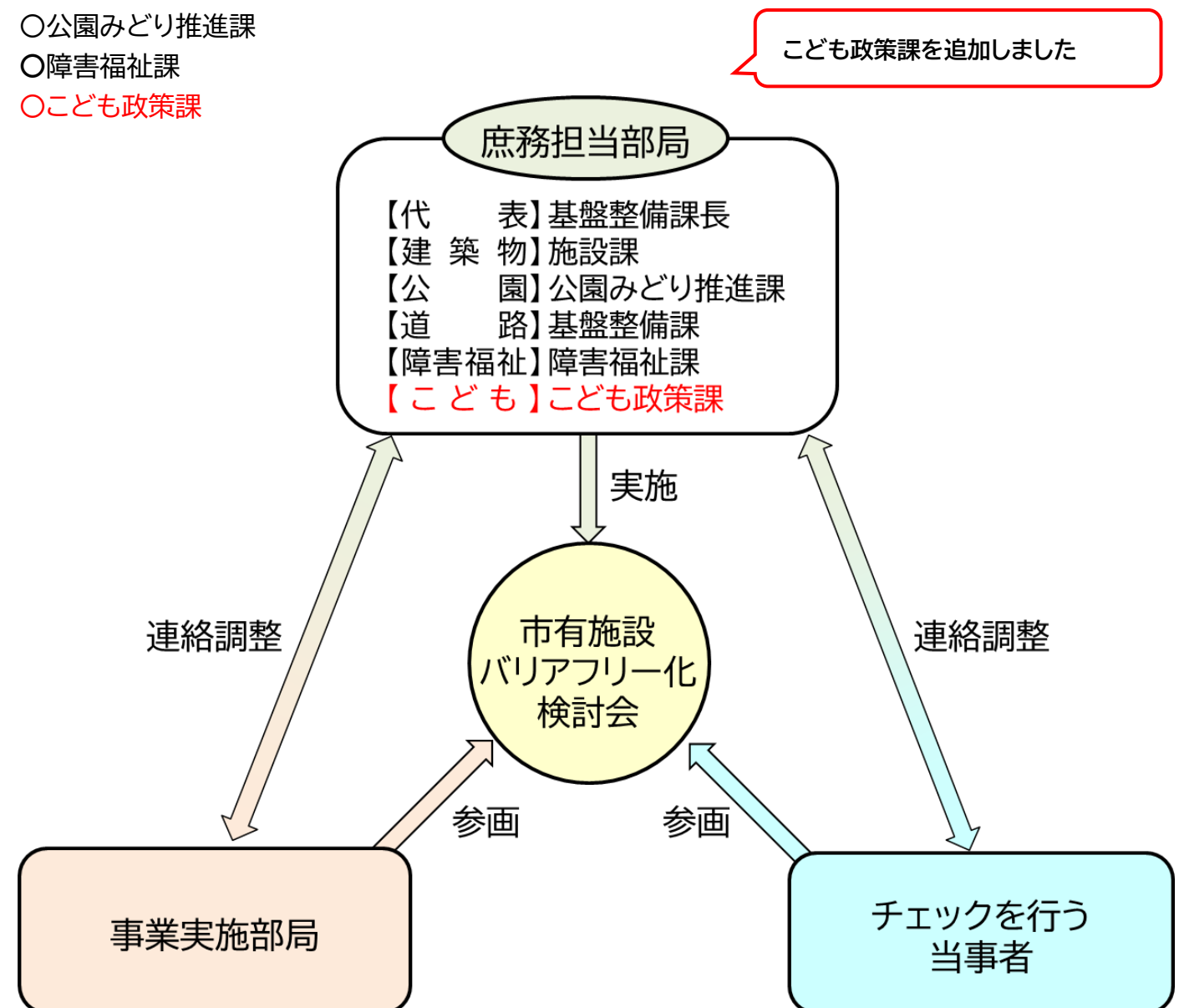


図1 検討会の進め方(イメージ図)

2. 市有施設のバリアフリー化検討会の実証について(原田緑地)

現在新たに整備計画中の原田緑地において、「検討会の進め方(図1)」に従い、検討会の本格的な施行に先駆けた実証試験を行います。この実証試験の結果をふまえ、要綱の制定に向けた検討を進めます。

【実施日時】令和6年(2024年)2月14日(金)14時30分から16時30分

【実施場所】地域共生センター(大会議室)

【参加者】目的に賛同する市内の障害当事者、学識経験者、市の関係部局、コンサルなど

1. 公園の概要

公園名:原田緑地 (愛称 : 豊中つばさ公園 ma-zika)

大阪国際空港に千里川土手を挟んで隣接する区域において、真上を通過する飛行機を間近に鑑賞することができる立地特性のほか、緑地帯となっている環境を活かした空とみどりを一体的に体感できる公園を整備します。

整備イメージ



所在地	豊中市原田中2丁目46番1ほか
敷地面積	約6ha
整備内容	<既存施設の活用> 駐車場、植栽施設、緑と食品のリサイクルプラザ、体験農場、緑化樹木見本園、記念樹の森等 <新規施設> 駐車場・駐輪場、空港の歴史案内、航空機情報案内、自動販売機、飲食施設、ドッグラン、マルシェ・イベント広場、展望・芝生広場、遊具広場、屋根付広場、トイレ、ベンチ等
開園時間	休園日を設けず、9時から21時30分を予定(入園時間は21時まで)

2. スケジュール

本体工事	令和6年(2024年)10月~令和9年(2027年)2月
一部開園(駐車場・管理事務所・屋根付展望広場ほか)、千里川土手右岸の供用開始	令和7年(2025年)8月
全面開園	令和9年(2027年)3月

1. バリアフリーマスタープランの推進・評価体制について

バリアフリーマスタープランは、バリアフリー推進協議会で定期的にバリアフリー化の進捗状況の確認を行い、必要に応じて計画の見直し等を行うものとしています。

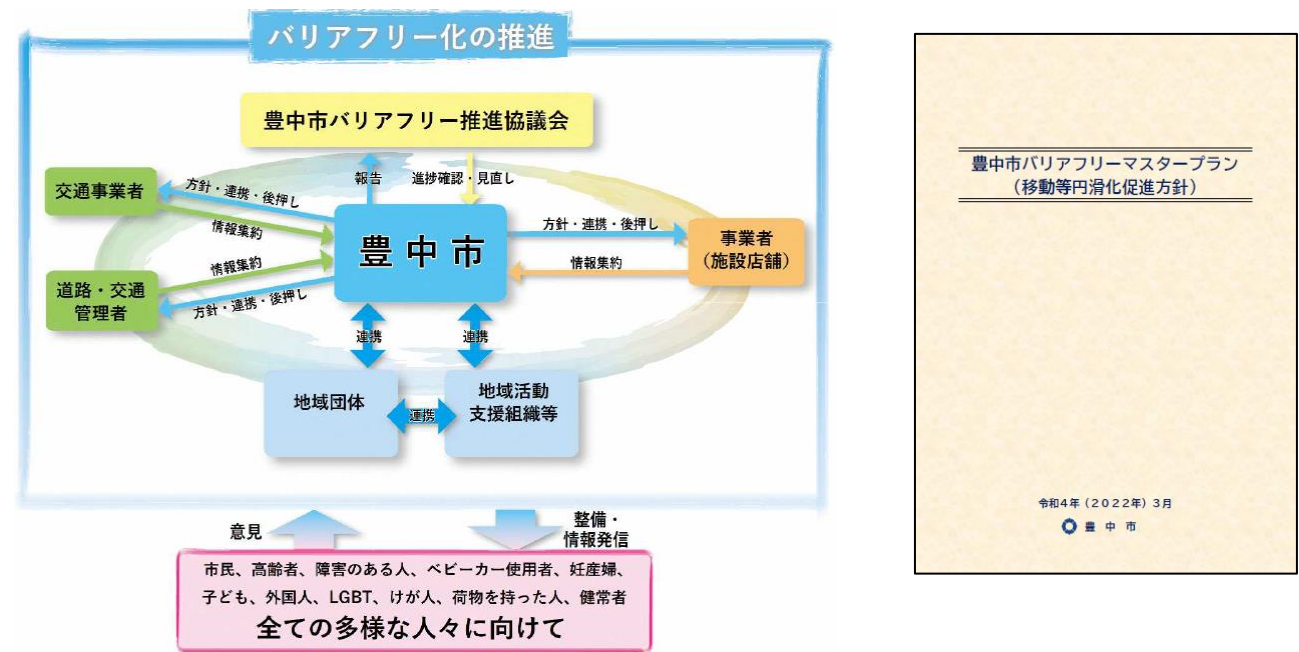


図 バリアフリーマスタープランの推進・評価体制

2. 生活関連施設・生活関連経路の選定基準について

バリアフリーマスタープランでは、不特定多数の人が利用する施設や高齢者、障害のある人等の利用が多い施設を「生活関連施設」として設定し、施設相互間の経路を「生活関連経路」として設定することで、優先的にバリアフリー化を実施する経路を選定しています。

表 生活関連施設の選定基準

施設用途	設定条件	施設（例）
旅客施設	1日あたりの平均乗降客数 2,000人以上	鉄軌道駅、空港
官公庁	窓口機能のある施設	市役所、出張所、保健所、消防署、警察署
金融機関	窓口機能のある施設	銀行、郵便局
商業施設	2,000㎡以上の施設	商業ビル、ショッピングモール、スーパー
子育て支援施設	常に多数の人が利用する施設	子育て支援センター、こども園
文化施設	窓口機能のある施設	屋内運動施設、芸術会館、図書館
社会福祉施設	定員40名以上の福祉事業所	障害福祉サービス事業所
都市公園	常に多数の人が利用する公園	都市公園
学校	常に多数の人が利用する学校	小中学校、高等学校、大学、専門学校
病院	1,000㎡以上の病院、診療所	病院、診療所
路外駐車場	500㎡以上の路外駐車場	立体駐車場、コインパーキング

3. 生活関連施設・生活関連経路の見直しについて

生活関連施設と生活関連経路の見直しにあたっては、常々変化する地域状況に対応するため、バリアフリーマスタープランの大幅改訂時に加え、施策進行時にも情報を更新・管理していきます。（下記更新情報の例）

3.1 生活関連施設

【追加対象】

地区名	施設用途	施設名	備考
庄内	複合施設	庄内コラボ・庄内さくら学園	官公庁・学校等の複合施設
	商業施設	イオン庄内	2000㎡以上の商業施設
	官公庁	福祉事務所分室	庄内出張所の跡地
		庄内市民センター	
	文化施設	郷土資料館「とよみゅー」	庄内少年文化館の跡地
岡町	路外駐車場	豊中市役所来庁者用駐車場	施設の名称を変更

【削除対象】

地区名	施設用途	施設名	備考
豊中		市民活動情報サロン	庄内コラボ・庄内さくら学園の建設
庄内	官公庁	庄内出張所	
		庄内保健センター	
		労働会館	
		庄内文化センター	
	学校	庄内さくら学園中学校(旧第十中)	
		第六中学校	
		庄内小学校	
		野田小学校	
		島田小学校	
	文化施設	庄内幸町図書館	
		庄内少年文化館	閉館
	商業施設	DCM ダイキ豊中店	閉業
岡町	路外駐車場	名鉄協商パーキング「豊中市役所」	豊中市役所来庁者用駐車場に変更

3.2 生活関連経路

生活関連施設の見直しに伴い、それらを結ぶ生活関連経路も再検討するものとします。

【参考資料】前回協議会の意見と回答

総括	意見内容
全体総括	各部門のバリアフリー課題について活発な議論ができた。障害当事者、市民の発言はいずれも当事者でなければわからない内容であり、今後もバリアフリー推進における当事者参画を重視したい。今回、市有施設整備における当事者参画をシステム化するという市の提案は時宜にかなったものといえよう。「踏切内誘導表示設置」については、現状認識、対策の考え方と事例、新しい国のガイドラインが説明された。対策の緊急性を考えると、これも当事者参画による検討と対策を急ぎたい。
	委員からの当事者視点の多くの積極的なご意見を踏まえて、市としてより良い整備が進むよう引き続き取り組んでいただきたいと思います。各委員の意見からは、当事者理解の不足が要因とえられる指摘も多いので、当事者をより理解できる機会の創出と整備に際しての当事者意見を取り入れる仕組みはやはり重要だと思います。現在の取り組み(ソフト面の推進、整備への当事者参画)が実効性を持つよう進めてください。
	道路の整備など、地道に取り組まれていることが、市民に評価されていて、大変素晴らしい。また、協議会を継続してきたことにより、事業者と市民の間にも信頼関係が構築されており、建設的な対話が成立していると感じました。豊中市のような取り組み、姿勢を他市町村に学んでほしいと思います。
議題① (各部門のバリアフリー化について)	報告全般の内容について、豊中市は頑張っていると思います。あとソフトな面としてバリアフリー・ユニバーサルデザイン教育の推進(学校教育・社会教育等)、バリアフリー情報構築、その他市政すべてにわたる「誰も取り残さない」思想の普及に努めていただきたいと思います。
	小中学校のバリアフリー化事業について、引き続き着実に進めていただきたいと思います。資料には体育館のエアコン設置は含まれていませんが、避難生活ではエアコンも必要となるためこの整備状況および今後の整備予定も今後の資料で記載いただけたらと思います。 公園のバリアフリー化について、インクルーシブな遊具の設置について、ぜひ利用実態調査等をふまえて今後のより良い整備に繋げていただきたく思います。遊具単体のみではなく、遊ぶ様子をみながら休憩できるベンチ、日陰のある場所など周辺の計画も重要だと思います。 ソフト面について、他委員のご意見にも挙がっていましたが、当事者と一緒に体験することや双子バギーの操作体験など、座学だけではなく実体験による当事者目線の獲得は、当事者理解の推進では重要だと思います。実感を持てる研修の実施も検討いただけたらと思います。
議題② (踏切道内誘導表示の設置について)	国のガイドラインを踏まえた上で、豊中市独自のローカルな判断もあわせて必要と思います。踏切の環境条件やそこを通る交通主体の条件が多様だからです。その場合判断の理由を明確にする必要があると思います。必要ならば市独自に当事者による追加実験をするのもよいと思います。
	命の安全を守るための整備なので、着実に進めていただきたいと思います。踏切の状況によっては設置位置が悩ましい事例も出てくるかもしれませんが、当事者参画、協議会での議論も含めて、よい解決案を見出し整備を進めていけたらと思います。
	国のガイドラインの基準はあくまでもガイドラインであり、現地の環境、利用者状況などを鑑み、当事者に検証してもらいながら安全に利用できる環境を整えるべきと考える。今後、整備していく踏切道についても当事者参画で検討し、個々の環境条件を踏まえて整備していくべきと考える。ただし、場所によって整備内容が異なることがバリアとならないよう、利用者の周知を徹底することも必要と考える。
議題③ (市有施設整備事業における当事者参画について)	市有施設整備事業における当事者参画について強く支持いたします。なお、民間施設についても同様なルールを作ってゆくようにしてください。また一過性でなく永続的なPDCAシステムを構築することが重要と思います。
	当事者意見がうまく反映されるしくみとなるよう、特に意見を聞くタイミングは重要です。計画に反映できる余地が十分ある段階と、それを反映して最後の詳細を決めていく段階の両方で、参画機会を確保いただくことが重要です。
	要綱によって当事者参画が担保されることは、とても良いことだと思う。時期については明記されているが、実施回数は明記されていない。1回だけの意見徴収にならないよう、留意が必要である。また、当事者の多様性、当事者の育成の観点から、大阪・関西万博で実施された先行事例などを参考に、参加の場のデザインにも工夫が必要と考える。今後は、民間による大規模開発についてもチェックできる仕組みをつくっていく必要がある。

第1回 資料No.	意見内容	回答
道路について (資料2,3)	歩道改修について、毎年、自宅周辺(栗ヶ丘)の歩道が歩きやすくなり、市民として評価しています。資料2-1の進捗率が前年度数値のまま(進捗率約82%)となっていますが、この進捗率の今後の推移予定、実施計画通り100%達成をめざしているのか等、今後の計画を教えてください。	(基盤整備課) 「歩道改良実施計画(令和3年度改訂版)」に基づき、計画延長23kmのうち約19kmが実施済みであり、残りの計画延長は約4kmとなっております。本計画に基づく歩道改良は毎年1～2km程度の進捗で推移しており、令和8年度(2026年度)までに計画延長23kmの100%達成をめざしております。
	双子バギーは歩道に傾斜があるとかなり傾き制御が難しいので、平らにしてほしいです。(傾斜が強いところでは車道に出てしまうケースもあるようで危険です。)	(基盤整備課) 歩道の傾斜につきましては、「歩道改良実施計画(令和3年度改訂版)」に基づく整備と日々の修繕要望にて対応しております。 また、バリアフリーマスタープランで定める移動等円滑化促進地区(バリアフリー化の促進が特に必要な地区)につきましては、バリアフリーマップを作成することで、経路のバリア情報を可視化し、そのデータを活用した生活関連経路バリアフリー整備計画の策定を現在進めており、その中でも、勾配等のバリアフリー化を進めてまいります。 それ以外にも、個別具体的に傾斜をきつく感じる箇所等がございましたら、調査しますのでご一報いただければと思います。
	アーケード商店街について、狭い踏切道には、1本の点字ブロックが敷設されるとのことですが、歩行者や自転車の通行が多いアーケード商店街、岡町桜塚、庄内商店街などにも、踏切道とおなじような、1本点字ブロックを敷設すべきだとも思います。 もちろん一番よいのは、1本の点字ブロックではなく通常の点字ブロックを敷設するのがよいとも思います。大阪府池田市のアーケード商店街には、まもなく点字ブロックが敷設されます。	(基盤整備課) アーケード商店街の点字ブロック設置について、他市事例の研究等を進めつつ、今後、周辺動向の変化により検討したいと考えております。
	地域共生センター前の道路について、東館側の歩道の車道に対する縁石段差に高さがあり、車椅子で渡ることが困難。地域共生センターは駐車場が東館にしかなく、西館を利用する際には、車道を横断する必要がある。現状、当該歩道の北側や南側の歩道切り下げ部まで回らないと、車椅子で渡ることが難しい。	(基盤整備課) 歩道の車道に対する高さの基準は5cmを標準としていますが、当該箇所の車両乗り入れ部の縁石の高さを計測したところ、特に集水桝の部分において、5cm以上の高さが計測されましたので、施工誤差の範囲内であるか等を確認のうえ、テーパータイプの縁石に変更する等の検討をしております。
	蛸池駅から大阪国際空港に向かう大阪国際空港線について、特に北消防署蛸池出張所前の舗装のがたつきがひどく、車椅子での通行がしにくい。	(維持修繕課) 当該箇所における舗装工事の実施について検討してまいります。
	歩道の切下げ本当によく実施していただき助かります。私、自転車によく乗ります。歩行者の少ない場合、歩道を走ります。突然の雨などの時、点字ブロックに乗り上げるとスリップします。歩行者の方もスリップするのでは。また、水道の旧施設の取替をあちこちで実施されています。工事の方、整備の方の適確な誘導に感謝です。	(基盤整備課) 点字ブロックは国のガイドラインに基づき、湿潤時における一定以上の滑り抵抗値を有し、歩行性を考慮した、滑りにくい製品を採用しています。
	先日寝屋川市の市長が旧Twitterで「寝屋川市の避難所となる中学校体育館のエアコンは、平常時は安い“都市ガス”を使い、災害時に長期間「電源喪失」しても、エアコンと電気を灯し続けられるように、災害時は“プロパンガス”に切り替えられる設計にしておきました。プロパンならボンベで陸送も備蓄も可能です」と発信していました。 これにデメリットがあるのかは不明ですが良い取り組みとして広まっているようです。 豊中市はいかがでしょうか。またこれに限らず、災害時に長期間停電の場合に、トイレなどが利用できるか、という視点も広い意味ではバリアフリーの要素といえるかと思います。	(学校施設管理課) 豊中市では令和7年度末までに、災害時に避難所となる市内の市立小学校35校及び中学校15校の屋内運動場に空調設備及びプロパン・エアー発生装置を整備する予定です。都市ガスの供給停止時においても、プロパン・エアー発生装置でLPガスを活用し、都市ガスと同じ燃焼特性を持ったプロパン・エアーガスを生成することで、空調設備の稼働と照明器具やコンセントが使用が可能になります。

第1回 資料No.	意見内容	回答
建築物について (資料4)	議会のバリアフリーについて、1991年4月、豊中市に日本で初めての女性の車椅子の障害者が議員になった。以降議会のバリアフリーを求めてきた。議場はスロープ等が設置され、当時としては先進的なものになった。 しかし、傍聴席についてはお座成りだった。なぜなら、傍聴席は急な階段で、しかも車いすを担いで上げることも現実的ではないほど狭い。彼女が在職中にリフトを設置されたが、座面が小さく利用できる障害者はほんの一握り。 地方自治体は二元代表制で、議会は最高の意思決定機関のはずだが、障害者はその傍聴を間近にできずに33年余が過ぎた。いつまで待たされるのか、改善を強く求める。	(行政総務課) 本庁舎議会棟につきましては、議場内のスロープ設置等のほか、例えば議会傍聴席までの階段に昇降機を設置する等、バリアフリー化を順次進めてまいりました。 ただ、階段昇降につきましては、車いすごと昇降していただくことができないことから、車いすを職員が運搬させていただく等して、可能な範囲で対応させていただいているところです。 車いすごと昇降できる装置の設置を検討していますが、昇り終わった地点(降り始める地点)のスペース不足により、現時点では困難な状況です。引き続き、技術の進展等を注視しながら検討してまいります。 今後も、物理的な制約を、ソフト面での対応により可能な限りカバーする等しつつ、引き続き、バリアフリー化の推進に努めてまいります。
	公共施設入り口の盲導鈴について、地域共生センター東館の入り口へは、歩道上の点字ブロックがつながっているので、感知センサー盲導鈴でもよいとおもうが、歩道上の点字ブロックと連結されていない地域共生センター西館入り口の盲導鈴は、感知式ではなく、常時盲導鈴のチャイム音はならすべきです。 そうでないと、全盲視覚障害者は、地域共生センター西館の入り口がわかりません。点字ブロックの誘導もなく、盲導鈴音誘導もなく、たどりつけません。	(地域共生課) ご意見をふまえ、今後の運営に活かしてまいります。
公園について (資料5)	資料5－2 ○「インクルーシブ」な遊具の設置について ご意見させていただきます。 障がいのある、なしにかかわらず、誰もが一緒に楽しめる遊具を豊中市に設置されたこと、とても喜ばしい気持ちですし、一度体験しに行かせていただきたいと思います。 今年ふれあいフェスティバルで、体験会が開かれました。また、この「インクルーシブ」な遊具の設置に至る経緯等(色々な課との連携、市議の質問)も確認しました。利用状況、効果を検証しながら、今後の設置方法、場所等検討されることとありました。 1回だけの体験会実施ではなかなか市民にこの設置の意義と、また実際遊んでみたい市民の方に周知がいきわたらないように思います。 こども未来部から、公立園や、もしくは児童発達支援センターより、何かしらの発信をする、もしくは児童発達支援センターの支援員がこの遊具の意義や遊び方などを講義するような場を設ける等、積極的な周知が必要ではないかと思っています。	(公園みどり推進課) 「インクルーシブ」な遊具の周知については、いただきましたご意見のとおり児童発達支援センター等、障害のある子どもやその保護者の方が通所されている施設へ周知する方法なども含め検討してまいります。 (おやこ保健課) 「インクルーシブ」な遊具については、多くの子どもたちが遊べるようユニバーサルなデザインとなっておりますので、全体的な講義については現在のところ予定しておりませんが、個々の子どもの障害や発達特性にあわせてより安全に楽しめる遊び方について提案するよう個別の相談対応をさせていただきます。
	公園のバリアフリー化について、個人的に以前から二ノ切池公園自動車駐車場が気になっています。広い駐車場で車イス用スペースも充分あるのですが、駐車場から公園に入る出入り口の柵が特殊な形状でよほどコンパクトな車いすしか通行不可能だと感じています。 またここに限らず障害者割引を受けるために市のホームページに下記の案内があります。「駐車料金の免除を受ける場合は、駐車場精算機に取り付けているインターホンで、コールセンターと会話しながらカメラに上記手帳等をご提示していただくことで、手続きができます。」 上記の作業が可能な当事者は限られていると思います。おそらく当事者が1人で運転することなど想定されていないと思います。	(公園みどり推進課) 二ノ切池公園の有料駐車場と公園との出入口に設置した柵については、車椅子使用者が通行することを目的とした特殊な形状のものが 있습니다。この柵については、駐車場と接している箇所にあり、車やバイクの誤進入対策として設置された経過がございます。今後につきましては、現状の公園の立地や利用状況を踏まえ、対策方法を検討してまいります。 ご意見のとおり、公園の有料駐車場では現状、駐車料金の免除を受ける場合は、駐車場精算機に取り付けているインターホンで、コールセンターと会話しながらカメラに上記手帳等をご提示していただく必要があります。次回、精算機を入れ替える際には障害のある人が利用しやすいものになるよう駐車場管理事業者へ働きかけてまいります。

第1回 資料No.	意見内容	回答
ソフト面について (資料6)	心のバリアフリーについて、「職員対応要領を基にした研修の実施」とのことですが、全盲視覚障害者がひとりで市役所窓口に行って手続きをする場合、多くの窓口職員は、全盲視覚障害者にたいして自分の名前も名乗らず、対応中に離籍する場合に全盲視覚障害者に声かけをしません。窓口全職員(委託事業者含む)にたいして、全盲視覚障害者窓口対応について、しっかり職員研修をするべきです。	(人事課) 障害当事者を講師とした研修や職階別研修において、窓口応対を含めた接遇研修や障害者差別解消法及び市職員対応要領についての研修を実施しているところですが、各職場の現場で接遇向上につながるよう引き続き取組みを行っていきます。
	車椅子使用者と一緒に出かけることで気づきがある。駅の利用であっても、健常者が目的地から一番近い改札口や階段を利用できるのに対して、車椅子使用者はエレベーターがある経路しか利用できず、遠回りをしないといけないなど、そうした経験が考えるきっかけになると思う。	(障害福祉課) ご意見は今後の障害者啓発の参考にさせていただきます。
	シニア体験等があるように、双子ベビーカーを実際に押したり、持ちあげたりする体験を是非していただきたいです。バギーだけで10kg+こども2人+2人分の荷物+買い物で20kgは優に超えます。	(こども政策課) 子育て経験がない方向けに、多胎児を含めた子育て体験をしていただけるような機会を設けるよう検討してまいります。
公共交通について (資料7)	各交通機関において、エレベーターの位置が駅ごとにまちまちなので、改装や新駅などの際は考慮していただけると移動が楽になります。(千里中央駅は乗り換え駅なので特にアクセスの改善願います。)	(阪急電鉄) 高架橋構造や用地、地下埋設物など様々な制約があるためEVの位置を限定できないのが実情ではございますが、駅の新設や大規模なリニューアルを計画する際には考慮できるように取り組みます。
		(北大阪急行電鉄) 御意見を社内関係者で共有させていただき、今後の新設、大規模改修時に活かしてまいりますのでよろしくお願いいたします。
		(大阪モノレール) 駅の位置・構造によって、エレベーターの位置が統一できない状況です。
	ソフト面になりますが、広い改札を利用時に反対側から来る方々に気付いてもらえず、改札を通れないことがあります。これは最初で申し上げた双子ベビーカーの体験で、重さ・小回りにくさ、大きい改札でなければ、こどもが横から手を出して、ケガする可能性等の想像力を持っていただきたいと存じます。	(阪急電鉄) 幅広改札は駅の構造やスペース等もあり、1台の設置を基本としており、利用者の観点からも双方向の出入りが可能とする必要があります。列車到着時など多くのお客様が降車してこられる場合は、タイミングによってはご不便をおかけしますが、どうしてもお待ちいただく場合がございます。いただいたご要望は社内でも連携し、今後の対応に活かしてまいります。
		(北大阪急行電鉄) 御意見を社内関係者で共有させていただき、今後の業務に活かしてまいりますのでよろしくお願いいたします。
		(大阪モノレール) 改札口付近の利用マナー啓発については、行っておりませんが、改札口付近で困っているお客さまを見かけたら、声かけサポート対応をさせていただきます。
	阪急電鉄に質問です。昨年4月より、運賃の改定があり、駅のホーム柵等を設置し、安全のため工事をしますとのこと。現状、宝塚線では、蛍池駅、石橋阪大前駅で工事中とのこと。完成はいつ頃ですか。また、利用者の多い豊中駅・庄内駅の工事はいつ頃ですか。そして、全駅・ホーム柵完了予定は、いつ頃の予定ですか。教えてください。	(阪急電鉄) 蛍池駅は2025年春頃、石橋阪大前駅(1, 2号線)は2025年夏頃に可動式ホーム柵の供用開始を目指しております。豊中駅、庄内駅につきましては2025年度以降に工事着手を予定しており、蛍池駅、石橋阪大前駅に続いて供用開始を目指してまいります。なお、全駅のホーム柵整備完了は2040年度末を目標としております。

第1回 資料No.	意見内容	回答
	多方面でバリアフリー化を進められているのを感じ取れました。これから予定されている所も順調に進めていかれることを期待しています。久しぶりに服部天神駅を利用しました。トイレに音声案内がついているのに気づきました。ありがとうございます。	(阪急電鉄) お褒めのお言葉ありがとうございます。担当部署にも連携したところお客さまからお声をいただき喜んでおりました。引き続き皆様にご利用いただきやすい施設、サービスを提供できるように会社全体で取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。
	各電鉄会社の様々な取り組みをして頂いていることも感じ取れました。また、阪急電鉄の可動式ホーム柵についても具体的に示されていてとてもわかりやすかったです。	(阪急電鉄) 無料給水機につきましては、実証実験時は給水設備工事を考慮し、お客様用トイレ付近に設置をしたことにより、お客様トイレへ向かって敷設している点字ブロックルートに近接していました。ただ、実証実験では利用状況が芳しくなかったこともあり、視認性の高い現在の場所へ移設いたしました。加えて冷水も利用できるよう機器を更新し、お客様の利用状況も向上しております。給水機ご利用の際には、駅係員へお申し出いただければご案内いたしますのでご了承いただきますようお願いいたします。
踏切道内誘導表示 について (資料8)	踏切道の点字ブロックについて、踏切道に点字ブロックを敷設するのとあわせて、踏切出入口には、警告ブロックを敷設するべきだとおもいます。	(基盤整備課) 踏切道のバリアフリー化については、国の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を参考に検討を進めており、歩道等及び自転車歩行者専用道路等の踏切道手前部に、点状ブロック設置による踏切道の注意喚起を行うなどが規定されています。
	踏切道内部の点字ブロックの両端部(1メートル)だけに警告ブロックをしくのではなく、車道と踏切の境界線(11メートル)に警告ブロックを1列しきつめるべきだとおもいます。	車道部分において連続的に点状ブロックを設置する考え方は、ガイドラインには示されておらず、原則、歩道設置である点字ブロックを車道上に設置することは、様々な課題等が考えられますが、ご意見もふまえ、検討が必要だと考えておりますので、引き続き、お気づきの点等がございましたら、ご意見のほどよろしくお願いいたします。
	特に、踏切道内点字ブロックが、踏切外の点字ブロックと連結されていない場合は、車道と踏切の境界線に、警告ブロックを敷設すべきだとおもいます。	
	阪急電鉄に質問です。今年8月21日南海電車高野線の踏切で、目は不自由で白状を持っていた方が、電車にはねられ負傷した。踏切には点字ブロックがなかった。これが事故の原因という。阪急電鉄には、点字ブロックのない踏切はありますか。	(阪急電鉄) 豊中市内に踏切道が20か所ございますが、うち1か所で誘導表示(エスコートゾーン)が整備されております。踏切道内の誘導表示(エスコートゾーン)は道路管理者が施工いたしますため、道路管理者より整備の申し入れがあれば、要望の内容も含めて協議対応をしております。
市有施設整備事業 における当事者参 画について (資料9)	検討会の時期について、「事業の基本構想又は基本計画及び基本設計等の適切な時期に実施」とあるが、そのどこかの段階で検討会を行なえば、それで事足りると読めるので、「事業の基本構想又は基本計画及び基本設計等のそれぞれの時期に実施」に変更。	(基盤整備課) 要綱の中で記載する文言について、ご意見をふまえ、検討してまいります。
	検討会の時期について、各段階での検討会の開催は1回だけでしょうか。2回以上(1.問題点の指摘、それを基に実施事業部局での検討の後に2.検討結果のフィードバック…)は必要	(基盤整備課) 検討会の開催は、各段階で1回行うことを想定しており、その意見整理につきましては、認識のずれ等の食い違いが発生しないよう必要な確認等を行うなど働きかけてまいります。
	意見・要望の蓄積について、検討会の回を重ねると意見等は似たものが増えたと予想される。過去の検討会で出された意見を庶務担当部局が整理し、検討会前に実施事業部局へ提示及び、検討会参加者への共有する仕組みが必要だが示されていない。	(基盤整備課) ご意見のとおり、過去のご意見は、次の施設計画・設計等に活かすよう考えており、その仕組みについて検討してまいります。
	市有施設のバリアフリー化検討会は、条例で設置しないのか。バリアフリー推進協議会との関連性は。	(基盤整備課) 検討会は、条例ではなく要綱で設置します。バリアフリーマスタープランに基づく施策として実施するものであり、バリアフリー推進協議会では、バリアフリーマスタープランの推進・評価体制等も担っているので、その中で関連付けしていくものと考えております。
	要綱の内容を改正する際には、バリアフリー推進協議会に諮る旨の一文を要綱の中に入れられたい。	(基盤整備課) 要綱は、業務を処理するうえで統一的な処理を行うための内規であり、豊中市事務決裁規程にて、決裁区分が規定されており、附属機関等に必ず諮らなければならないというものではございませんので、ご意見の文言を要綱に追加することはできませんが、内容に変更をかける場合には、バリアフリー推進協議会でもご意見を伺う等、連携を図って行くものと考えております。

第1回 資料No.	意見内容	回答
	千里中央地区の再整備について、8/29に阪急阪神不動産より再開発ニュースの発信がありました が、豊中市内の大きなプロジェクトであり、開発者も歩行者ネットワークやバリアフリー化をコンセプトの一つに挙げており、協議会として積極的な関与が必要ではないかと思っています。 『市有施設のバリアフリー化検討会』のペーパーがありましたが、具体の大プロジェクトである千里中央再整備計画について、協議会として今後の関与方針を立てておく必要があるのではと思います。	(基盤整備課) ご意見のとおり、令和6年8月に「千里中央地区活性化基本計画(改訂版)」が策定されており、当地区は、バリアフリーマスタープランにおいても、移動等円滑化促進地区(バリアフリー化の促進が特に必要な地区)として設定しているため、将来プロジェクトの動向を注視しつつ、千里中央地区のバリアフリー化について、協議会としての携わり方も含め、検討してまいります。
その他	バリアフリー推進協議会委員について、委員の中には、団体推薦委員ということで、同一人物が長年バリアフリー推進委員をやっている方が多くいます。多くの視点のことになった意見を委員会にとり入れるために、団体推薦委員の場合でも、任期は2期までとし、別の人物を団体から推薦してもらうべきです。そうでないと、委員会が活性化しません。	(行政総務課) 本市では、「審議会等委員の選任に関する指針」において、「委員の選任回数は2期を超えないものとし、かつ在任期間は10年を超えないもの」としております。ただし、「学識経験者等で他に適当な人材が見あたらないとき、又は、関係機関並びに関係団体に対し推薦を依頼し選任された委員については、この限りではない。」としています。 また、「関係機関及び関係団体に対して委員の推薦を依頼するときは、推薦されるべき者の地位を限定してはならない。」とも規定し、関係機関等への推薦依頼にあたっては、行政の恣意的な選任であるとの疑いを持たれるおそれがないよう、関係機関等に推薦の主体性を委ねる形で依頼することとしております。